

工業標準化法一部改正に伴う各標準仕様書の読み替えについて

工業標準化法（以下「同法」という）が一部改正され、法令名が「工業標準化法」から「産業標準化法」に、「日本工業規格（JIS）」から「日本産業規格（JIS）」に改められた対応を行うため、当局対象標準仕様書において、「工業標準化法」または「日本工業規格」の文言を含むものについて、下記のとおり読み替えることとする。

記

1 対象となる標準仕様書

- (1) 土木工事標準仕様書（平成 30 年 4 月）
- (2) 設備工事標準仕様書（平成 29 年 4 月）
- (3) 建築工事標準仕様書（平成 29 年 4 月）
- (4) 管路内調査工標準仕様書（平成 31 年 4 月）
- (5) 管路内清掃工標準仕様書（平成 31 年 4 月）

2 読替え内容

「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に読み替えることとする。

3 適用期間

令和元年 7 月 1 日以降（同法施工日） から 対象となる標準仕様書が改正される まで